

政務活動費検討結果

1 調査研究費

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|--|--------------------------------------|----------------------------|---|--|
| <p>・会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費</p> | <p>(1)管内の議員活動における自家用車燃料代の按分率、上限額</p> | <p>年額の1/2とし、6万円を上限とする。</p> | <p>特段の資料がない限り、例えば議員が政務調査活動とそれ以外の後援会活動等の議員活動の2つの目的のために支出した場合には、全体の支出額の2分の1を政務調査活動に係る費用として支出することが可能【仙台高裁 H19. 4. 26】</p> <p>・ガソリン代については、個人的使用分を2分の1、政務調査以外の議員活動分を4分の1、政務調査活動に資する費用分を4分の1とみて、それ以外の議員自己申告分を本件用途基準に合致しない支出であると認める。【仙台高裁 H19. 4. 26】</p> <p>・政務調査活動のみならず個人的な使用分を含んだガソリン代については、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等に鑑みると、市政に関する調査研究活動に供される割合は当該ガソリン代の3分の1を下らないと認めるのが相当【大阪高裁 H19. 12. 20】</p> <p>・政務調査活動と一般の議員活動としての活動が併存する支出については、政務調査活動として支出が可能な割合は、全体の支出のうちの3分の1と認めることが適当【大阪高裁 H19. 12. 26】</p> <p>会派又は議員の行う活動は多岐に渡っており、政務活動と政党活動、選挙活動、後援会活動、私的な活動等との区分が難しい場合が考えられる。その場合は、政務活動に費やした状況により按分して支出することができるものとする。ガ</p> | <p>・按分割合を3分の1とする。但し、政務活動は個々で異なるため、その按分割合以上を支出しようとする場合は、合理的に説明できる理由書の提出を求めることとする。</p> <p>・上限額を廃止する。</p> |

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|-----|-------------------|------------------------|--|-----------------------------|
| | | | ソリン代, 携帯電話代, 自宅の固定電話代, インターネット接続料 (回線使用料, プロバイダー料)・・・3分の1以内でかつ月額 10,000 円を上限【新潟市議会】 | |
| | (2)海外視察旅費の按分率、上限額 | 視察費用の1/2とし、20万円を上限とする。 | <p>海外行政視察を行うことは、議員が地方行政全般にわたる広範な領域において、その機能を十分に発揮するために、海外視察の目的や地方行政との関連性に照らして合理的な必要性がある限り、当該視察は公益性を有し、適法である。</p> <p>【徳島地裁 H16. 1. 30】</p> <p>議員 1 人当たりの政務活動費の年間交付額の3分の1以内の額とする。【八戸市議会】</p> <p>海外視察に関する経費は、政務活動費（年額）の2分の1以内とする。任期中（4年間）に2回以内とする。</p> <p>【会津若松市議会】</p> <p>海外行政視察を実施する場合の1人当たりの支出額は、1人当たりの政務活動費交付年額の2分の1未満とする。</p> <p>【福島市議会】</p> | ・上限額を政務活動費の年間交付額の2分の1以内とする。 |

1 調査研究費、2 研修費

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|------------------------------------|----------------------|---|--|--|
| ・会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委 | (1)ジャンボタクシーの利用基準の明確化 | 経費例にはないが、公共交通機関経費との比較や視察先等の時間制約により随時判断している。 | 集中豪雨被災箇所現地調査時の移動に要したジャンボタクシー代は、社会通念上、調査研究に資するため必要な経費に当たると認められる。【大分地裁 H23. 4. 24】 | ・公共交通機関の利用が困難な場合、緊急を要する場合、身体的な支障がある場合、公共交通機関と比較して利 |

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|---|---------------------------------|--------------------------------|---|--|
| 託に関する経費 ・会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費 | | | | 便性や経済性が高い場合などタクシー等を利用する合理的な理由がある場合とする。 |
| | (2)タクシー・バス代等の上限額 | 1日、1人当たり1,500円以内とする。 | 公共交通機関の利用が困難な場合、急を要する場合、身体的な支障がある場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合は充當可能。【 郡山市議会 】 | ・1日、1人当たり1,500円以内の上限額を廃止する。 |
| | (3)キャンセル料を対象と認める理由 | 自然災害、親族の葬祭、健康面の理由等により随時判断している。 | やむを得ない事情による場合は、キャンセル代を支出することは可能【 仙台高裁H19.12.20 】 ・公務による場合 ・本人が病気やケガ等により取りやめる場合 ・2親等以内の病気やケガ等により本人が世話をしなければならない場合 ・視察先及び本市において天災が発生した場合【 新潟市議会 】 | ・公務による場合 ・本人の病気や怪我等による場合 ・親族の死亡又は病気や怪我等により本人が世話をしなければならない場合 ・視察先及び本市において災害等が発生した場合 ・交通機関の事故等による場合 とする。 |
| | (4)旅行経費としての損害保険料の算入に関する統一基準の明確化 | 算入の基準はない。 | | ・支出できる経費として認める。 |

6 会議費

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|--|---------------------------|--------------------------------------|---|---------------------|
| ・会派又は議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費 | (1)飲食を伴う会費、出席者負担金の対象化、上限額 | 飲食を主目的としたものでなければ対象と認めている。上限額は定めていない。 | 政務調査費を飲食代金として会議費項目で支出することは、正当な目的を有する政務調査との関係で必要性があり、かつ金額についても社会通念上相当であると具体的に認められない限り、本件用途基準に反する。 【名古屋高裁 H20. 2. 4】 | ・ 飲食を伴う会費は支出対象としない。 |

7 資料作成費

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|-----------------------------|------------------------------------|-------------------------|---|--|
| ・会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 | (1)備品は、できる限りリース対応としているが購入の認定基準の明確化 | リース対応が困難なものは購入としている。 | 備品としての所有権の問題が生じる可能性があることから、資産価値の高いものは、所有権が生じないリースにより処理することが適当である。 | ・ 取得価格が3万円以上のものを備品とする。 ・ 経済的な面を考慮して、なお購入することが経済性が高いと判断される場合は購入を認めることができる。 |
| | (2)購入時期による経費算入方法の適正化 | 耐用年数による償却分を経費として算入している。 | (2)税法上の減価償却制度を参考に、購入価格を購入月から任期满了日の前月までの月数を耐用年数（月数）で按分し、かつ、政務活動に使用する割合により按分した額を支出する。 ・ 任期满了時において、備品の減価償却期間が残っている場 | ・ 税法上の減価償却制度を参考に、購入価格を購入月から任期满了日の前月までの月数を |

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|-----|------------|--------|--|---|
| | | | <p>合の取り扱い</p> <p>改選後、会派購入分を新たに引き継ぐ会派又は購入した議員が、引き続き政務活動に使用する場合は、その残存する減価償却期間（任期を上限とする）に相当する価格分を改選後の政務活動費から支出できるものとする。</p> <p>・任期満了前に会派解散や議員辞職等があった場合の取り扱い 会派解散や議員辞職等があった翌月から任期満了日の前月までの政務活動費相当額を返還する。【新潟市議会】</p> | 耐用年数（月数）で按分し、かつ、政務活動に使用する割合により按分した額を当該年度分に支出する。 |
| | (3)按分率の適正化 | 基準がない。 | <p>(3)パソコンリース代については、個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。【仙台高裁 H19. 12. 20】</p> <p>議員の地位、権限及び職務内容等に鑑みると、当該事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと見るのが相当であり、したがって、備品費、改装費等の3分の1については充てることが許される。</p> <p>【大阪高裁 H19. 12. 26】</p> | ・按分割合を3分の1とする。但し、政務活動は個々で異なるため、その按分割合以上を支出しようとする場合は、合理的に説明できる理由書の提出を求めることとする。 |

8 資料購入費

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|------------------------------------|-----------------------------|----------------------------|---|--|
| ・会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 | (1)複数年度分を前納した場合の経費の参入方法の適正化 | 当該年度分のみを算入し翌年度分は写しを添付している。 | 費用の計上に関する経済原則として、経済的事実が発生した段階で記帳する方式の発生主義と費用を現金の受け渡しの時点で認識し、記帳する方式の現金主義がある。判例は、2つに分かれ、双方の判例が示されている。現金主義は【東京高裁 H18. 11. 18】【名古屋高裁 H18. 2. 15】、発生主義は【仙台高裁 | ・公金と同様に単年度会計の原則を適用し交付対象年度の間に発生した経費に対して支出したものを当該年度の |

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|-----|---|---------------------|------------------|---|
| | | | H19. 12. 20】がある。 | 対象とする。 |
| | (2)固定電話、携帯電話等の使用料、インターネット接続料及び有料データベース利用料の按分率、上限額 | 総額の1/2とし、6万円を上限とする。 | 1 調査研究費のとおり | <ul style="list-style-type: none"> ・按分割合を3分の1とする。但し、政務活動は個々で異なるため、その按分割合以上を支出しようとする場合は、合理的に説明できる理由書の提出を求めることとする。 ・上限額を廃止する。 |

10 事務所費

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|------------------------------------|---|--------|----------|---|
| ・会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び維持管理に要する経費 | (1)年間を通じて後援会活動の拠点にもなっているのが実態であることから、按分比率の検討も必要ではないか | 基準がない。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・按分割合を3分の1とする。但し、政務活動は個々で異なるため、その按分割合以上を支出しようとする場合は、合理的に説明できる理由書の提出を求めることとする。 |

11 全般

| 内 容 | 検 討 事 項 | 現 状 | 裁判例、他市例等 | 委員会検討結果 |
|-----|---|----------------------|--|---|
| | (1)議員本人及び3親等以内の親族並びに同居人が代表者である法人等への支出制限の必要性 | 制限はない。 | 議員が代表者を務める会社作成の領収書は、実質的に議員が自己あてに作成したものと同視することができるものであり、議員が適正なものであって不正なものはないと陳述したからといって直ちに信用することはできないし、記載どおりの支出がされたことを裏付けるに足りる資料であると認めることはできない。【仙台高裁 H19. 12. 20】 | <ul style="list-style-type: none"> ・支出の透明性を高めるため、議員と一定の関係にある者への支出を制限する。 ・次のいずれかに該当する個人又は法人に対して政務活動費を支出できない。 ア議員本人 イ議員と生計を一にする親族 ウ代表者が議員本人である法人 エ代表者が議員と生計を一にする親族である法人 |
| | (2)政務活動費を返還される場合があるため、申請に関する説明の必要性 | 文書配付のみで説明会は行っていない。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・現状通りとする。 |
| | (3)政務活動費に対する市税投与額の妥当性を検討する材料を提供する必要性 | 政務活動費の全体額の把握ができていない。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・現状通りとする。 |